

2025年1月28日開催 海外食品表示規制セミナーQ&A

	講師への質問	回答欄
1	わかりやすい説明と資料をありがとうございました。15ページの韓国アレルギーに松の実がないのは誤りではないでしょうか。	ご指摘の通り、松の実も含まれます。記載に漏れあり、失礼いたしました。
2	インドネシアのラベル表示義務について、2026年1月認証必須とのことですが、こちらは、認証を取得していない食品は不可と言うことでしょうか？お話が早すぎて、シートが見れませんでした。またこの記述があるとのことでしたが、閲覧方法等あれば教えて下さい。	インドネシアの説明については、食品産業センター様の「海外輸出規制プラットフォーム」に報告書がありまして、そちらに詳細記載しているのご確認ください。下記の「諸外国における食品関連規制及び、賞味期限延長に関する調査報告書」をご参考ください。 <a href="https://yushutukisei.com/other/?c=food-labeling-regulations">https://yushutukisei.com/other/?c=food-labeling-regulations</a>
3	日本での栄養成分表示は販売時の状態を書く事になっています。(例えばコーヒーのドリップバックであれば、抽出して飲む時の状態ではなく、販売時の豆の栄養成分値を書きます。) 海外でも販売時の栄養成分値を表示するのでしょうか。国毎に違いがありますでしょうか。	海外の場合も日本と同様に販売時の栄養成分を記載する、としている場合が多いです。韓国などでは、実際に飲食する場合の形態の栄養成分量を表示してもよい、という規定になっているようです。
4	台湾の表示について、5%以下(未満?)の複合原材料については展開表示不要とのご説明があったように思います(食産センターのHPに掲載されている資料でも拝見しました)が、その法的根拠について教えていただきたくよろしくお願いいたします。	台湾の場合、食品安全法第22条に複合原材料に関する記載があるのですが、実は法律上では、5%未満の複合原材料の扱いについては明示されていません。ただ、台湾政府のウェブサイト等を見ると、上記のルールが記載されています。
5	複合原材料の原材料は全部書くとのことですが、複合原材料の添加物は自分の所で配合した添加物に合算して表示出来るのでしょうか？ 添加物は主剤のみカウントするで良いですか？ キャリーオーバーの考え方は国によって異なるのでしょうか？日本でキャリーオーバーとした物質は対象国で基準が定められていてもキャリーオーバーで表示不要で良いですか？それとも使用した事を明示する必要がありますでしょうか？	添加物の表記は国によって異なりますが、日本の食品表示基準と同じように、いくつか食品添加物のカテゴリがあってそのカテゴリに該当する食品添加物を使っている場合は、その名称を記載する、そうでない場合は当該食品添加物の名称を記載する、という形と思います。基本は利用している食品添加物はすべて記載すると思われます。(米国などはかなり詳細を規定していますが、そこまで詳しい規定を設けてない国も多いです) キャリーオーバーについても、EUのように明示している場合もある一方、多くの国はそこまで細かく規定していないようです。
6	日本のアレルギーの義務表示の対象は測定方法が確立したのですが、海外のアレルギーの義務表示の対象は、測定方法が確立されているのでしょうか。測定方法がない場合は、表示違反をどのように取り締まるのでしょうか。	法制度上で測定方法まで決めている国は多くはないと思われます。法制度よりさらに実務的なガイドラインなどで定められているものと推察します。詳細な情報提供できず申し訳ありません。
7	米国のアレルギー物質について、ヤシはアレルギーの木の実に含まれますか？また、日本のようにたんばく残存数ppm以下でアレルギー表示不要などの決まりはありますか？	米国でアレルギーの表示義務があるのは、小麦、甲殻類(かに、ロブスター、えび等)、卵、魚類(バス、ヒラメ、タラ等)、落花生、大豆、乳、木の実(アーモンド、くるみ、ペカンナッツ等)、ごまであり、ヤシは含まれないと思われまます。 以前にも調べたのですが、アレルギーの含有量までは規定している国は無いようです。 米国の場合はFDAのFAQでアレルギーの閾値があるか?の問いに対して、閾値は設定しません、と回答しています。 <a href="https://www.fda.gov/food/food-labeling-nutrition/approaches-establish-thresholds-major-food-allergens-and-gluten-food">https://www.fda.gov/food/food-labeling-nutrition/approaches-establish-thresholds-major-food-allergens-and-gluten-food</a> 香港もFAQの中でアレルギーの基準値があるか、という質問に対して設定していないと回答しています。 <a href="https://www.cfs.gov.hk/english/food_leg/food_leg_lgfa.html">https://www.cfs.gov.hk/english/food_leg/food_leg_lgfa.html</a>

	講師への質問	回答欄
8	<p>本日はありがとうございました。海外のコンタミ表示の規制をご教示いただくことは可能でしょうか。もしくは確認方法をご教示いただくことは可能でしょうか。ご確認よろしくお願いたします。</p>	<p>アレルギーのコンタミに関する表示という理解でよいでしょうか。アレルギーが含まれる可能性がある、といった表現については、香港がガイドラインで以下の通り解説しています。</p> <p>---</p> <p>アレルギーが食品の成分として使用されていないが、アレルギーを含む製品と共有されている生産ラインまたは指定されたアレルギーも取り扱う工場で生産されている場合、この事項は成分リストの最後またはすぐ近くに表記する必要があります。</p> <p>警告は、次のいずれかの形式である必要があります。</p> <p>「（アレルギーの名称）の痕跡が含まれている可能性があります」  「（アレルギーの名称）の痕跡を含む」  「（アレルギーの名称）も扱う工場で生産」</p> <p>しかし、アレルギー警告文の使用を強調しすぎることはできず、交差汚染を防ぐために「すべての合理的な予防措置とすべてのデューデリジェンス」を実行する責任を回避する方法として使用してはなりません。それに、「含むかもしれない」は両刃の剣です。責任を持って使用する場合、言及されている物質にアレルギーのある人にリスクの可能性について警告することを目的としています。同じ患者の中には、不当に選択肢を奪っていると見なす傾向がある人もいます。</p> <p><a href="https://www.cfs.gov.hk/english/food_leg/food_leg_lgfa.html">https://www.cfs.gov.hk/english/food_leg/food_leg_lgfa.html</a></p>
9	<p>同上</p>	<p>また、台湾が以下のような規定を設けています。</p> <p>---</p> <p>Regulation of Food Allergen Labeling 第2条  食品の製造工程における交差汚染を防止するための管理措置を講じなければならない。アレルギー誘発性の成分や添加物を含む食品について、同一の工場、設備または製造ラインを使用するなど、食品がアレルギー交差汚染の影響を受けるおそれがある場合には、予防的アレルギー表示に関する以下の記述が提案される：「製品の製造に使用される工場、設備または生産ラインは、○○の加工にも使用されます。」</p> <p><a href="https://www.fda.gov.tw/ENG/lawContent.aspx?cid=16&amp;id=3407">https://www.fda.gov.tw/ENG/lawContent.aspx?cid=16&amp;id=3407</a></p> <p>その他、韓国も混合している可能性のあるアレルギーの表示について規定しています。</p> <p>---</p> <p>B. 混合している可能性のあるアレルギーの表示  アレルギーを含む製品と含まない製品を同一の製造工程(作業、器具、生産ライン、材料の保管など、あらゆる製造工程)で製造する場合に、どうしても材料が混入する可能性があるときは、注意事項を記載すること。表示されているアレルギーや成分は表示しない。(例)「本品は、ソバを含む製品と同一の製造所で製造したものである」などの表示。</p>
10	<p>日本の食品表示は海外に比べ（複合原材料も隔々まで記載する北米などと比べ）て情報量が少ないですが、今後、海外と同じレベルで表示をするような規制に改定される可能性はありますか？</p>	<p>現在、消費者庁で主導で、食品表示懇談会を開催しており、その中で食品表示制度の見直しに関する検討が進められています。特に注目すべきは、個別品目ごとの表示ルール見直しについてで、個別品目ごとの表示で統一できるところは統一しようという動きになっているようです。ただ、これはより細かくというよりは今のものを使いやすくするという観点なので、海外に合わせて詳細にするという感じではなさそうです。令和7年度も引き続き検討が進んでいくと思われしますので、議論などをご参考いただければと思います。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_016/040259.html">https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_016/040259.html</a></p>

	講師への質問	回答欄
11	<p>ロット番号が必須の国で、賞味期限をロット番号として扱えないかという質問をしました。</p> <p>EUの場合、ロット番号を求められる事があるのですが、賞味期限で良い。という事になります。必須の国の場合も同じ様に扱えないか？という事で質問をしました。</p> <p>ご回答頂きましたが、再度確認して下さいとの事でしたので、ご教示頂ければ幸いです。</p> <p>お忙しい中恐縮ですがよろしくお願い致します。</p>	<p>賞味期限をロット番号として扱うということと理解しました。実務的にはできそうな感じですが、法制度上ではロット番号を掲載しなさい、となっておりましてどこまで読み取れるかは判断がつかないところです。</p>
12	<p>業務用食材について非常に困ってまして、一般向けではないので取引先が欲しい情報を規格書等で提出しているものの、日本のように業務用食材について明記された法律がある国があるのでしょうか？</p>	<p>米国、タイ、ベトナムなど、バルク形態（業務用とイコールとしてよいかは明らかではないですが）で扱う製品の表示を別途規定している場合もあります。</p>
13	<p>スライド49の台湾のご説明の際に「食品中の5%以下の場合、複合原材料の詳細は開示しなくてよい」とおっしゃっていたと思うのですが、これは表示の話で、得意先から要求された場合は、全開示しないとイケないのでしょうか？</p> <p>5%以下の複合原材料に関しても表示作成のためとして、得意先より全開示を要求されるため、その点を教えて下さい。（例外条件等もありましたら、教えて下さい）</p>	<p>法的には、記載しなくてもOKなのですが、得意先から言われた際に対応すべきかどうかは得意先との関係性によるかもしれません。</p> <p>適切な回答となっておらず申し訳ございません。</p>
14	<p>その国の商品表示規制がコーデックス規格に沿うかどうかを確認するためには、現地の食品基本法（大元となるような法）を確認したり、当局のHPを確認したりするかたちになるのでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、現地の食品表示に関する法律を確認して、コーデックス規格と整合しているかを確認する形となります。アジア方面はコーデックス規格を下敷きにしていることが多いように見受けられます。</p>
15	<p>広範な内容についてまとめて紹介いただき、大変勉強になりました。カレールウの事例でEUのcurry powderとタイの原材料表示には、割合（%）が併記されていました。EUではどのような場面に割合表示が必要なのでしょうか。また、この場合記載すべき数値は仕込みの割合なのか最終製品としての割合なのかどちらになりますか。</p>	<p>EUの場合は、欧州議会・理事会規則1169/2011 第22条において、「商品名や文字、図等で強調されている原材料は、製品中の使用割合（%）を併せて表示」ありまして、全部の原材料について表示する必要はなく、以下のような条件の場合に%表記する必要があります。</p> <p>(a) 食品の名称に含まれる、又は消費者が通常その名称から連想する</p> <p>(b) 表示において、言葉、絵又は図形で強調されている</p> <p>(c) 食品を特徴付け、その名称や外観のために混同される可能性のある製品と区別する</p> <p>この際の割合のとらえ方は、規則上には明記はされていませんが、実際の商品の表示を見る限り、最終製品としての割合を表示するものと想定されます。</p>